

転出

に関連するおもな手続き

	下記にあてはまる人は世帯にいますか？ あてはまる手続きをご自身で確認してください	手続き	必要なもの	受付窓口
住所 戸籍	マイナンバーカードをお持ちの人	転出先でマイナンバーカードの継続利用(住所変更)	マイナンバーカード	転出先の市区町村
	申請したマイナンバーカードを受け取っていない人	転出先で再申請が必要です		
	印鑑登録をしている人	転出予定日で自動的に登録廃止になります		市民課 (1F ピンク⑤番)

※各種資格確認書・受給者証等を転出日まで使う予定のある人は、転出後に郵送で返却いただくことも可能です

保険 年金	国民健康保険に加入している人	・国民健康保険の脱退 ・国民健康保険資格確認書の返却	国民健康保険資格確認書	保険年金課 (1F 黄色⑦番)
	→70 歳から 74 歳までの人	国民健康保険資格確認書兼高齢受給者証の返却	国民健康保険資格確認書兼高齢受給者証	
		負担区分等証明書の受取		
	→修学のために転出する人	転出先で引き続き都城市の資格確認書を使う手続き	在学証明書	
	→住所地特例に該当する施設に転出する人		在園証明書	
	→世帯に後期高齢者医療制度の加入者がいる人	・特定同一世帯所属者証明書の受取 ・旧被扶養者異動連絡票の受取		
	75 歳以上の人 または 65 歳以上で後期高齢者医療制度に加入している人	資格確認書の返却	後期高齢者医療資格確認書	保険年金課 (1F 黄色⑧番)
	→宮崎県外へ転出する人	負担区分等証明書の受取		
	各種認定証をお持ちの人	各種認定証の返却	・限度額適用認定証 ・限度額適用 標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証 等	
	海外へ出国する人	これからの年金についての相談		保険年金課 (1F 黄色⑥番)
		国民年金保険料精算の相談 国民年金の任意加入		

高 齢	65 歳以上の人	介護保険被保険者証の返却	・介護保険被保険者証 ・本人名義の通帳	市民課 (1F ピンク②番)
	→住所地特例に該当する施設に転出する人	※転出先でも都城市の介護保険証をそのまま使ってください		
	要介護認定を受けていた人	介護保険受給資格証明書の受取	介護保険証	介護保険課 (1F オレンジ色 7 番)

障がい	重度心身障害者医療費受給資格証 をお持ちの人	転出予定日で自動的に資格喪失になります		障がい福祉課 (1F 水色 6 番)
-----	---------------------------	---------------------	--	-----------------------

こども	小学生・中学生の子どもがいる人	転校手続き (転学通知書の交付)	転学通知書(市民課で交付)	市民課 (1F ピンク②番) ※転学通知書をこれまで通っていた 学校に提出してください
	児童手当を受給している人 (0 歳～中学生)	連絡票の受取 ※公務員世帯の人は勤務先に 問い合わせください	※受付窓口でお尋ねください	こども政策課 (1F 緑色 3 番)
	子ども医療費受給資格証をお持ちの人 (0 歳～中学生)	転出予定日で自動的に資格喪失になります		
	妊娠中の人	都城市の妊婦健康診査助成券は使えなくなります	都城市の妊婦健康診査助成券を持参の上、転出先で手続きください	転出先の市区町村
	保育園等に入所している子どもがいる人で引き続き通園する人	継続利用の手続き	※受付窓口でお尋ねください	保育課 (2F 黄緑色 13 番)
	ひとり親家庭等に該当している人			こども政策課 (1F 緑色 3 番)
	→世帯全員で転出する人	児童扶養手当の喪失	※受付窓口でお尋ねください	
		母子・父子等医療費受給資格は転出予定日で自動的に喪失になります		
	→こどもだけが転出する人	児童扶養手当の変更	※受付窓口でお尋ねください	
		母子・父子等医療費受給資格の変更	※受付窓口でお尋ねください	

税・料金	上下水道の使用をやめる人	使用中止届 ※オンラインまたは電話で手続きできます	上下水道局お客様センター 電話：0986-23-4510
	原付バイク・小型特殊を所有している人	廃車申告(軽自動車税)	※受付窓口でお尋ねください 市民税課 (2F 青色 12 番)
	軽自動車を所有している人	※軽自動車検査協会宮崎事務所にご相談ください 軽自動車検査協会宮崎事務所 電話：050-3816-1760	
	軽二輪(125 cc 超え 250 cc 以下)、 自動二輪(250 cc 超)を所有している人	※九州運輸局宮崎運輸支局にご相談ください 九州運輸局宮崎運輸支局 電話：050-5540-2088	
	未納となっている税や料等の相談	納付相談	納税管理課 (2F 灰色 11 番)
その他	市営住宅を退去する人	市営住宅の退去手続き	※受付窓口でお尋ねください ・住宅施設課(3F) ・各総合支所産業建設課 (山之口、高城、山田、高崎の 市営住宅の場合)

Q こんなときはどうしたらいいの？ 転出届をしたけれど・・・

新しい住所に住み始めてから、14 日以上経過してしまった。	→ 転出証明書は有効ですので、早急にお届けください。
転出届をした住所とは、違うところに住むことになった。	→ 転出証明書は、そのままでも有効です。 実際に住み始めた市区町村にお届けください。
転出届をしたあとに、引越しがとりやめになった。	→ 取消の手続きが必要です。 転出証明書を持って市民課窓口で早急に取消の手続きをしてください。

都城市役所

〒885-8555
都城市姫城町 6 街区 21 号

市役所代表電話

0986-23-2111

開庁時間 午前 8 時 45 分 ～ 午後 4 時 30 分
(土曜・日曜・祝日、年末年始の閉庁日はお休みです)

市 HP



手続きチェックシート

転出

他の市町村へ引越しされる人へ

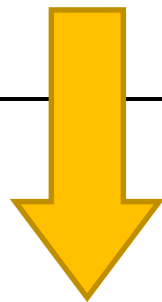
転出届

- ・転出することが決まってから実際に転出するまでの間に、あらかじめ届出が必要です
(転出するまでに届出ができなかった場合は転出後 14 日以内)

《届出に必要なもの》

- ・お持ちの人は「マイナンバーカード」(国外に転出する人)

住み始めてから **14 日以内**に、
「転出証明書(またはマイナンバーカード)」を持参して新しい
住所地の市区町村で転入届をしてください



関連する手続きは内側にあります

必要な書類がそろわない手続きは、
後日あらためて来庁いただく場合があります。

忘れずにお持ちください

本人確認書類

市役所で手続きの際は本人確認をします。
本人確認書類の提示をお願いします。

<官公署が発行した、顔写真付きで
身分を証明できるもの>

1 点で
本人確認
できるもの



マイナンバーカード



運転免許証

その他

- ・パスポート
- ・障害者手帳
- ・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証等

確認に
2 点が
必要なもの

- ・資格確認書
- ・年金手帳※
- ・介護保険証
- ・都城市バス券
- ・顔写真付きの社員証
- ・学生証 等

※年金手帳は令和 4 年 4 月 1 日に廃止されましたが、引き続き
本人確認書類として利用いただけます。

代理人が手続きするときは

1. 代理人として来られた人について本人確認をします。
2. 手続きができるかどうか、手続きの対象となる人との関係や委任状等により確認します。
3. マイナンバー制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる人のマイナンバー(個人番号)を提示いただきます。